

事業者の皆さまへ

平成28年4月より、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場では、リサイクルできる古紙類の搬入を規制しています。本ガイドブック11・12ページをご参照の上、分別及び適正排出にご協力くださるようお願いいたします。

事業系ごみ ガイドブック

保存版



弘前市マスコットキャラクター
「たか丸くん」エコバージョン

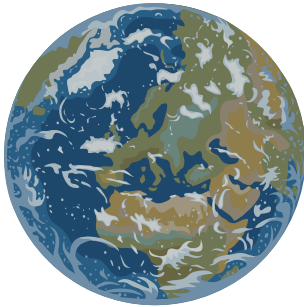
目次

- ごみ問題について考えてみましょう…………… 1 頁
- 弘前市の現状…………… 2
- 弘前市の事業系ごみの特徴…………… 3
- ごみの減量化・資源化を進めましょう! …… 4
- 事業所から出されるごみの区分…………… 5
- 事業者の責務と原則…………… 6
- 産業廃棄物の分類と処理方法…………… 7
- 事業所から出されるパソコンと家電…………… 8
- 事業系ごみの処理方法
 - ・ 燃やせるごみ…………… 9
 - ・ 可燃性大型ごみ…………… 10
 - ・ 資源物 (古紙類) …… 11
 - ・ 資源物 (かん・びん・ペットボトル) 12
- <付録>業種ごとの具体的な取り組み例 13
- お問い合わせ一覧…………… 15

弘前市



ごみ問題について考えてみましょう



私たちのこれまでの豊かな生活を支えてきたのは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムでした。しかし、その豊かさの一方で、大量のごみが排出され続けてきました。

大量のごみは、環境への大きな負荷となり、また、ごみを処分するところが少なくなるなど、様々な問題を引き起こしています。

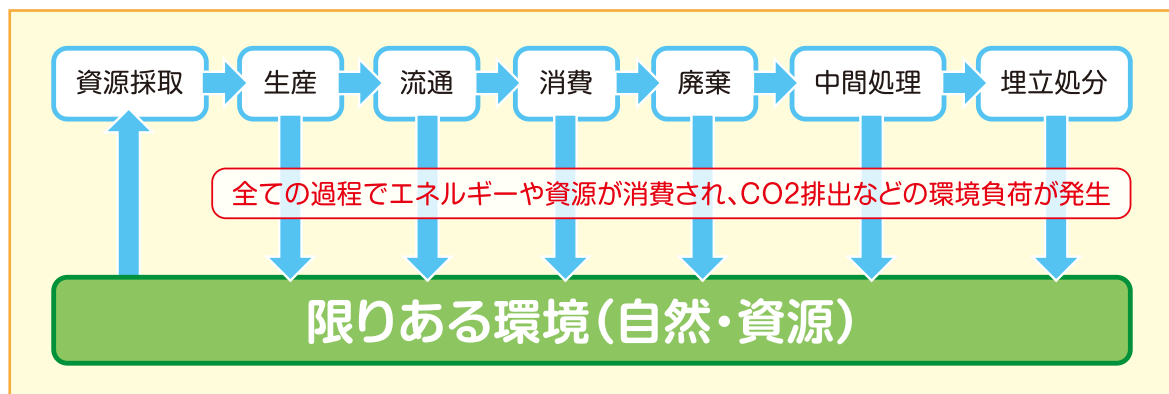
今こそ、事業者の皆様の積極的な取り組みが必要です。

消費活動とごみ問題

私たちが住む地球上の資源から様々な物が作られ、それを私たちが使用し、その役目を終えて廃棄されます。これらの活動の一つひとつで資源が消費され、地球環境に負荷を与えています。私たちがごみの排出抑制や分別を徹底し、リサイクルを推進することにより、限りある資源を有効活用でき、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁などの様々な環境負荷を緩和することができます。

また、ごみの減量化・資源化を進めることによって、焼却施設や最終処分場などの処理施設を長く使用でき、建設費用などを削減することができます。

このように、ごみの減量化・資源化の推進は、次の世代の人たちが生きていく環境を守るだけでなく、無駄なものを引き継がないことにも繋がります。



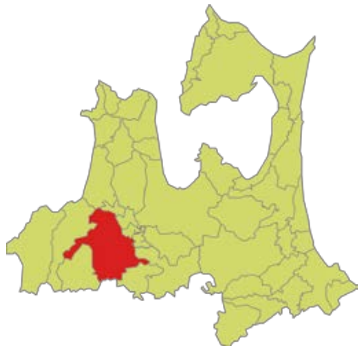
世界の廃棄物の将来予測

人口増加や発展途上国の経済発展などにより、今後も世界のごみの発生量は増え続け、2010年の約104.7億トンから2050年には約223.1億トンになると言われています。



出典：世界の廃棄物発生量の推定と将来予測に関する研究(株式会社廃棄物工学研究所、2011年)

弘前市の現状

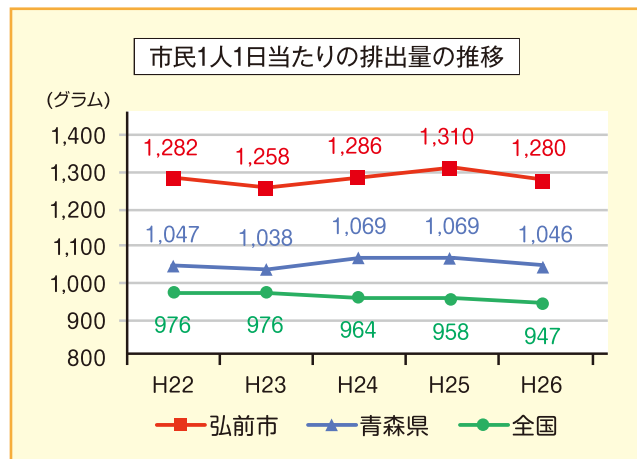


毎日、何気なく捨てている「ごみ」。
 私たちはいったいどのくらいの量の「ごみ」を
 捨てているのでしょうか。
 まずは、私たちの住む弘前市の現状を知って、
 考えてみましょう。

■全国平均より多い「ごみ排出量」

平成26年度の弘前市の家庭や職場から出るごみ(一般廃棄物)の量は、83,659トンとなっており、市民1人1日当たりに換算すると、1,280グラムとなっています。

これは、全国平均の947グラムより333グラム、青森県平均の1,046グラムより234グラムも多い状況です。

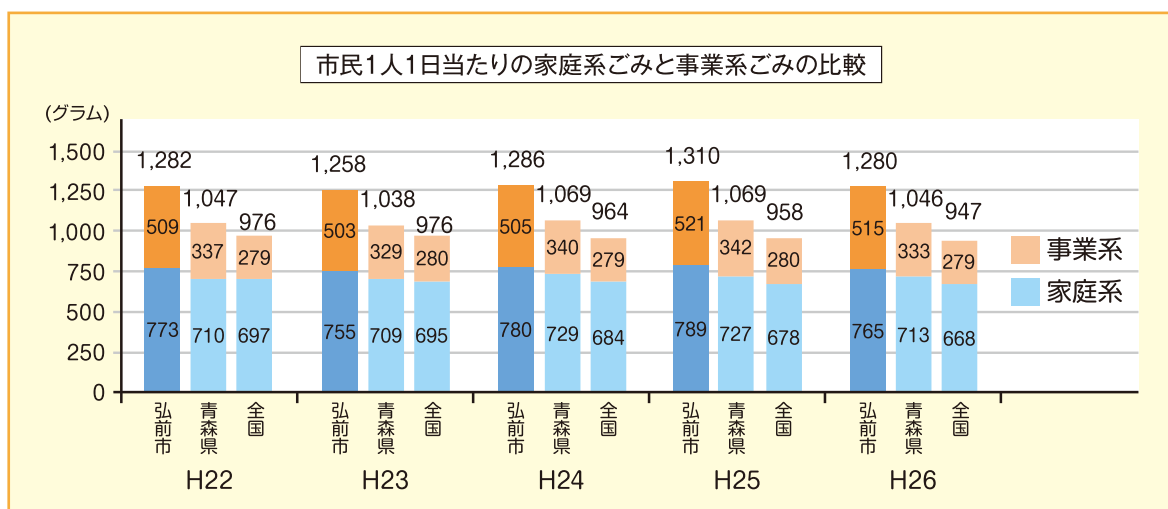


■特に多い「事業系ごみ」

平成26年度の1人1日当たりのごみの量の内訳をみると、家庭から出るごみ(家庭系ごみ)は765グラムで、全国平均の668グラムより97グラム、青森県平均の713グラムより52グラム多くなっています。

一方、会社や商店、工場などの事業所から出るごみ(事業系ごみ)は515グラムで、全国平均の279グラムより236グラム、青森県平均の333グラムより182グラム多くなっています。

弘前市は、家庭系ごみ、事業系ごみ、ともに多い状況ですが、特に事業系ごみが多くなっています。



※端数調整のため、合計値が一致しない箇所あり



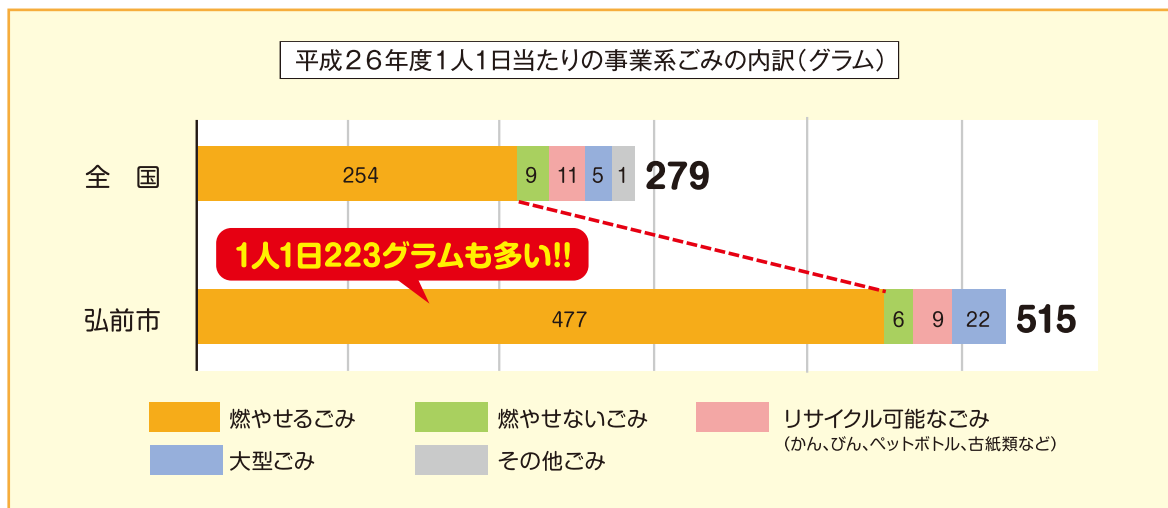
弘前市の事業系ごみの特徴

弘前市は、特に「事業系ごみ」が多い状況となっておりますが、その内訳はどうなっているのでしょうか。

■「燃やせるごみ」の多さが大きな要因

次のグラフは、平成26年度における弘前市民1人1日当たりの事業系ごみの量と内訳を全国平均と比較したものです。

1人1日当たりのごみの量に占める割合が最も高い「燃やせるごみ」が全国平均の254グラムより223グラムも多く、弘前市の事業系ごみが多い大きな要因となっております。その他の要因として、大型ごみも多くなっています。



※端数調整のため、合計値が一致しない箇所あり

■「燃やせるごみ」の状況

次の写真は、実際に市指定のごみ処理施設に「燃やせるごみ」として持ち込まれた事業系ごみです。

リサイクル可能な古紙類や、本来、市指定のごみ処理施設に持ち込むことができないプラスチックや金属などの産業廃棄物が含まれているケースがありました。



「燃やせるごみ」として持ち込まれたリサイクル可能な大量のダンボール

産業廃棄物が混入した状態で、一般廃棄物として運搬や処分を委託した場合、「廃棄物処理法違反」となります



ごみの減量化・資源化を進めましょう！



事業所から出されるごみの減量化・資源化を進めることは、ごみ問題を解消するだけでなく、事業活動に伴うごみ処理費用の削減や事業所のイメージアップにもつながります。『環境に優しい事業所』を目指して、ごみの減量化・資源化に取り組みましょう。

3Rの実践

リデュース(発生抑制)

ごみになるものを買わない・作らない、不要になるものは受け取らないなどにより、ごみや資源の発生そのものを抑制します。

ごみ処理やリサイクルを必要とするもの自体を減らすことが、資源の有効活用や環境負荷の低減に最も効果的な手法です。

取組例

- コピー用紙の使用量削減
- 補充式事務用品の使用促進
- 長寿命製品の開発・生産
- エコバック持参の呼びかけ
- 量り売り、簡易包装、ノー包装の推進
- 生ごみの水切り推進

リユース(再使用)

一度使用したものをすぐに捨てるのではなく、そのまま何度も使用します。使用済みの製品から使える部分を取り出して新たな製品を作ることにも再使用につながります。

製品を生産するための資源を節約し、環境に与える負荷を極力小さくするためには、リサイクルの前にリユースを進めることが大切です。

取組例

- コピー用紙の再使用(裏面使用)
- 封筒、ファイルなどの繰り返し使用
- リターナブル容器の生産・販売・活用推進
- 流通用梱包材の繰り返し使用

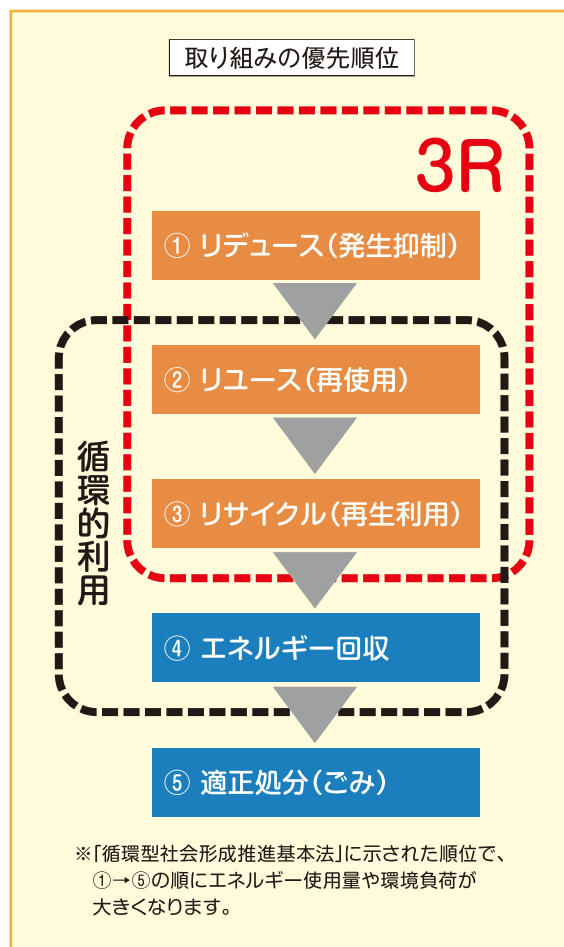
リサイクル(再生利用)

不要になった物に手を加え、再び原材料として利用します。

回収やその後の選別・リサイクルにコストやエネルギーが必要となりますが、天然資源から新たに取り出す素材の使用量やごみの発生を減らすことができます。

取組例

- ダンボール、新聞、雑誌、雑がみなどの分別・リサイクル(リサイクル可能な古紙類収集ネットワーク「オフィス町内会」の活用)
- びん、かん、ペットボトルなどの分別・リサイクル
- 生産段階における再生資源原料の積極的使用
- リサイクル商品の積極的販売
- OA紙、印刷物の再生紙使用
- 事務用品の再生品使用





事業所から出されるごみの区分

事業活動によって、事業所から出るごみについては、法令で定められた20種類の廃棄物を「産業廃棄物」といい、それ以外を「事業系ごみ(事業系一般廃棄物)」と言います。このうち、産業廃棄物は、市指定のごみ処理施設では処理できないため、自ら適正に処理するか、できない場合は民間の産業廃棄物処理業許可業者へ処理を依頼する必要があります。一方、事業系ごみ(事業系一般廃棄物)には、市指定の処理施設で処理できるものと民間のリサイクル施設で処理できるものがあります。

なお、市指定の処理施設で処理できるものであっても家庭系ごみの集積所へは出せませんので、注意が必要です。

事業活動とは

会社・商店・事務所・飲食店・工場・農業者など営利を目的とするもののほか、病院・社会福祉施設・官公庁・学校などの公共サービス等も含まれ、また、法人・個人、業種・規模も問いません。※店舗兼住居の店舗部分についても事業活動となります。

ごみ(廃棄物)

事業活動から生じるごみ

一般家庭から生じるごみ

産業廃棄物

事業活動により生じたごみのうち、法令で定められた20種類の廃棄物

〈 廃プラスチック類や金属くず、ガラスくずなどを含む廃棄物 〉

ロッカー、乾電池、電卓、電球、ヘルメット、一斗缶、ペットボトル、かん、びん、発泡スチロールなど



市では収集運搬・処分のいずれも行いません。産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

⇒7ページ

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)

事業活動により生じたごみのうち、産業廃棄物以外の廃棄物

〈燃やせるごみ〉

調理残さ、食べ残しや売れ残り、布・革製品など



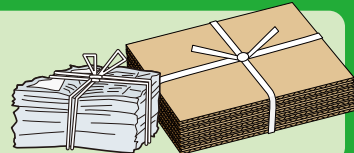
〈可燃性大型ごみ〉

(燃やせるごみのうち長さが45センチメートル以上のもの) 木製の机・タンス



〈資源物〉

新聞、ダンボール、雑誌、雑がみ、従業員の個人的消費によるかん、びんなど



市指定の処理施設又は民間の処理施設へ自己搬入するか、市の一般廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

⇒9ページ

事業者の責務と原則



事業者の責務

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) 第3条より>

- ▶ 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
⇒責任をもって自ら運搬・処分するか、又は収集運搬・処分を業として行う者に収集運搬・処分させないといけません。
- ▶ 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物に再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。
⇒適正な分別を徹底することで、コスト削減にもつながります。
- ▶ 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
⇒ごみの分別を徹底しなければいけません。



家庭系ごみの集積所には事業系ごみは出せません!

市では、事業系ごみの収集運搬は行いません。集積所に出せるごみは、家庭から排出されたごみのみです。事業系ごみを家庭系ごみの集積所に出す行為は、量や廃棄物・資源物(新聞やダンボール、かん、びん等)に関係なく「**不法投棄**」とみなされます。

「**不法投棄**」は、廃棄物処理法で最も重い罰則が科せられます。



不法投棄の罰則

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下の罰金

事業活動に関して従業員が廃棄物処理法違反をした場合、その違反をした従業員のみならず、その人を雇用していた法人又は使用者も罰金刑で処罰される「**両罰規定**」が適用され、特に法人については、**3億円以下**の罰金となります。



店舗兼住居の場合は別々に処理が必要です!



住居分

家庭系ごみとしてごみ集積所に出すことができます。

店舗分

家庭系ごみとしてごみ集積所に出すことができませんので、本ガイドブックに従って適正に処理してください。



産業廃棄物の分類と処理方法

事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、下記に該当するものが「産業廃棄物」となります。

産業廃棄物の種類		具体例	
すべての業種に共通	1	燃え殻	廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、重油燃焼灰、石炭がらなど
	2	汚泥	工場排水処理や物の製造工程等から排出される泥状のもの（グリストラップ汚泥など）
	3	廃油	潤滑油、洗浄用油、食用油等の不要となったもの
	4	廃酸	酸性の廃液（廃硫酸、廃塩酸など）
	5	廃アルカリ	アルカリ性の廃液（苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液など）
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等の合成高分子系化合物（発泡スチロール、食品トレイ、プラマーク容器包装、ペットボトル含む）
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄くず、アルミくず等
	9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（建設廃棄物※は「がれき類」）、陶磁器くず
	10	鉱さい	スラグ、廃鋳物等
	11	がれき類	建設廃棄物※のコンクリート破片、アスファルト破片等
	12	ばいじん	工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん
特定の業種によるもの	13	紙くず	建設業、紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるもの
	14	木くず	建設業、木材製造業等の特定の業種から排出されるもの 貨物の流通のために使用したパレットに係るもの
	15	繊維くず	建設業、繊維工業等の特定の業種から排出されるもの
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等の特定の業種から排出されるもの
	17	動物系固形不要物	と畜場などから発生した動物の残さ
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、羊、鶏等のもの
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、羊、鶏等のもの
20	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの		

※建設廃棄物とは、工作物の新築、改装または除去に伴って生じる廃棄物のことです。

処理方法 産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者に委託してください。その際は、法令で定められた事項等を明記した書面による委託契約の事前締結及びマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付が必要です。



産業廃棄物の処理に関する許可は「**収集運搬業許可**」と「**処分業許可**」があります。
従って、収集運搬と処分を異なる業者に委託する場合は、**別々の契約**が必要です。

産業廃棄物の処理責任は事業者にあります。なお、産業廃棄物の処理については、県及び中核市が事務を所管しています。青森県では「事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック」を作成しており、ホームページでも閲覧可能です。

青森県産業廃棄物ガイドブック

検索

産業廃棄物の処理に関する問い合わせ先

廃棄物の区分・処理業の許可 ▶ 中南地域県民局地域連携部「弘前環境管理事務所」 ☎0172-31-1900（直通）

処理業者の紹介 ▶ 一般社団法人青森県産業廃棄物協会 ☎017-721-3911

事業所から出されるパソコンと家電

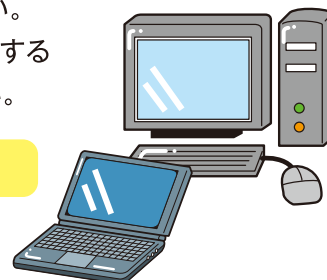


事業系パソコン

事業所から出されるパソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、各メーカーがリサイクルを行います。回収方法や料金については、各メーカーへお問い合わせください。

詳しくは、パソコンおよびパソコン用ディスプレイメーカー各社で構成する【一般社団法人パソコン3R推進協会】のホームページをご参照ください。

パソコン3R推進協会ホームページ <http://www.pc3r.jp/>



家電リサイクル法指定品目

事業所から出されるものであっても、家庭用として製造・販売されている下記の家電は、「家電リサイクル法」に定める「特定家庭用機器」となり、各メーカーがリサイクルを行います。購入した販売店または買替えをする販売店に引取を依頼し、リサイクルしてください。

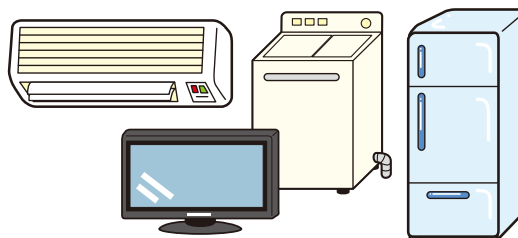
リサイクルにあたっては、リサイクル料金(家電リサイクル券)と収集運搬料金が必要です。

詳しくは、【一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター】のホームページをご参照ください。

家電製品協会家電リサイクル券センターホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

<特定家庭用機器4品目>

- テレビ(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ)
- エアコン
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機



《注意事項》

- 業務用として製造・販売されている機械器具は**産業廃棄物**に該当します。
<例>冷凍・冷蔵ショーケース、業務用冷蔵庫・冷凍庫、自動販売機、冷水器、コインランドリー用洗濯機、業務用エアコンなど
⇒7ページを参考に適正に処理してください。
- 家電リサイクル券を用いて排出する場合、マニフェストは必要ありません。
- 販売店以外に収集運搬を委託する場合は、青森県の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。
- 自ら運搬する場合は、郵便局で専用の家電リサイクル券を使ってリサイクル料金を振込み、家電リサイクル券と家電製品を指定引取場所に引き渡してください。

指定引取場所

日本通運株式会社 弘前支店
所在地:弘前市大字新里字中平岡25-1
電話:0172-27-0881

トーテツ資源株式会社 弘前営業所
所在地:田舎館村大字川部字下船橋64-3
電話:0172-58-4725



事業系ごみの処理方法

燃やせるごみ

市指定の処理施設で処理できる「燃やせるごみ」の種類と処理方法は以下のとおりです。

●生ごみ

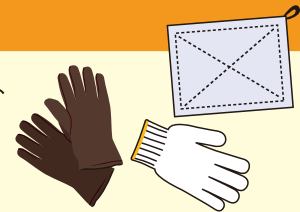
例) 食品の食べ残し、食品の売れ残り、お茶殻など



食料品製造業・医薬品製造業等で、原料として使用した動物性残さは**産業廃棄物**に該当します。⇒7ページへ

●布類・皮革類

例) 軍手、革手袋、タオル、革製ベルト、雑巾など



●木くず類

例) 枝葉、木製家具(長さが45センチメートル未満のもの)など



建設業、木材製造業等の特定の業種から排出されるものは**産業廃棄物**に該当します。⇒7ページへ

●リサイクルできない紙類

例) 汚れた紙、ティッシュペーパー、特殊加工紙、シュレッダー紙など



建設業、紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるものは**産業廃棄物**に該当します。⇒7ページへ

●従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック

例) 弁当殻など



上記以外のプラスチックは**産業廃棄物**に該当します。⇒7ページへ

●その他の燃やせるごみ

例) 掃除機のごみなど



処理方法① 事業者が市指定の処理施設に自己搬入する。(有料)

できるだけ中身の見える袋に入れて、弘前地区環境整備センター(町田字筒井6-2)又は南部清掃工場(小金崎字川原田54)へ直接持ち込んでください。なお、ごみの減量化・資源化推進のため、ダンボールや新聞などのリサイクル可能な古紙類が含まれている場合(ダンボールなどをごみ箱代わりに利用している場合も含む)は、お持ち帰りいただく場合があります。

⇒リサイクルできる古紙類の排出方法は、11ページをご覧ください。

弘前地区環境整備センター 及び
南部清掃工場処分手数料

100円/10kg
+ 消費税相当額

処理方法② 収集運搬業許可業者に委託する。(有料)

弘前市の一般廃棄物収集運搬業許可業者については、環境管理課までお問い合わせください。また、弘前市のホームページでも一覧を公開しています。

弘前市ホームページ

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

TOPページ

くらし

ごみ・リサイクル

4. 事業所から出るごみ(事業活動に伴うごみの処理)

※許可業者に委託する場合は、処分手数料のほかに収集運搬料がかかります。収集運搬料金は、許可業者によって異なりますので、お問い合わせの上、ご確認ください。

民間の収集業者に収集を依頼し、処理をする場合
(一般廃棄物処理業許可業者一覧)

一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者一覧



可燃性大型ごみ

市指定の処理施設で処理できる「可燃性大型ごみ」の種類と処理方法は以下のとおりです。

●可燃性大型ごみ

燃やせるごみのうち、長さが45センチメートル以上のもの

例)木製の机、木製のタンス、木製の本棚
など



- ※金具などはとり外してから処理してください。
- ※本体が金属製、プラスチック製の場合は**産業廃棄物**として処理してください。⇒7ページへ
- ※建設業にかかる家屋や工作物の改築、または解体に伴って生じた畳、柱、梁、壁材などは**産業廃棄物**として処理してください。⇒7ページへ

処理方法①

事業者が市指定の処理施設に自己搬入する。(有料)

弘前地区環境整備センター(町田字筒井6-2)へ直接持ち込んでください。

弘前地区環境整備センター処分手数料

125円/10kg + 消費税相当額

※南部清掃工場に大型ごみは搬入できません。

処理方法② 収集運搬業許可業者に委託する。(有料)

弘前市の一般廃棄物収集運搬業許可業者については、環境管理課までお問い合わせください。また、弘前市のホームページでも一覧を公開しています。

弘前市ホームページ

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

TOPページ

暮らし

ごみ・リサイクル

4. 事業所から出るごみ(事業活動に伴うごみの処理)

※許可業者に委託する場合は、処分手数料のほかに収集運搬料がかかります。収集運搬料金は、許可業者によって異なりますので、お問い合わせの上、ご確認ください。

民間の収集業者に収集を依頼し、処理をする場合(一般廃棄物処理業許可業者一覧)

一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者一覧

民間施設での処理

「燃やせるごみ」「可燃性大型ごみ」のうち、品目によっては、市が許可する民間の処理施設でも処理することができます。

また、生ごみについては、食品リサイクル法に基づき、リサイクル処理できる場合もあります。

詳しくは、環境管理課までお問い合わせください。また、弘前市のホームページでも許可業者の一覧を公開しています。

弘前市ホームページ

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

TOPページ

暮らし

ごみ・リサイクル

4. 事業所から出るごみ(事業活動に伴うごみの処理)

民間の収集業者に収集を依頼し、処理をする場合(一般廃棄物処理業許可業者一覧)

一般廃棄物(ごみ)処分業許可業者一覧



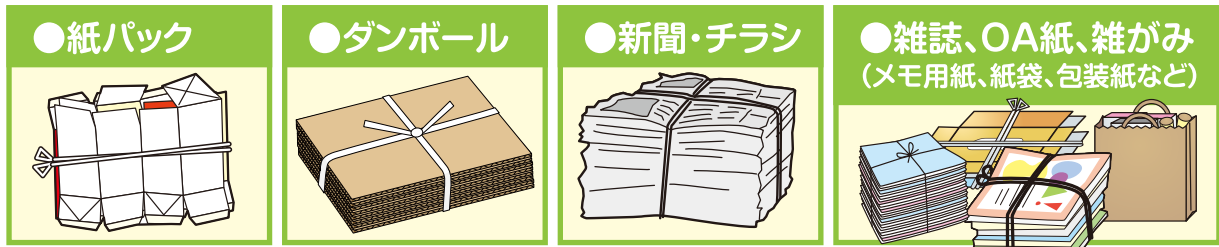
事業系ごみの処理方法

資源物(古紙類)

市指定の処理施設では、ごみの減量化・資源化を推進するため、以下のリサイクルできる古紙類の搬入を規制しています。

処理方法については、古紙再生業者または一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください。

また、事業者が自ら持ち込むことができる「古紙リサイクルセンター(本頁)」や無料古紙回収ネットワーク「オフィス町内会(次頁)」もご活用ください。



※以下の紙類はリサイクルできませんので、「燃やせるごみ」として処理してください。

- ティッシュペーパー ●臭いのついた紙(石鹸の包装紙など)
- 防水加工した紙(紙コップ、カップめん、アイスの容器など) ●感熱紙(レシートなど)
- 写真 ●圧着はがき ●カーボン紙 ●切手 など

※機密文書もリサイクルできます。

機密文書のリサイクルについては、弘前地区オフィス町内会(事務局:(株)伸和産業 TEL 0172-35-5255)にご相談ください。



古紙再生業者(古紙リサイクルセンター)

名称	所在地・電話番号	営業日・営業時間
(株)伸和産業	弘前市堅田1-4-2 ☎ 0172-35-5255	年中無休 8:00~17:00
(株)青南商事 弘前支店古紙センター	弘前市神田5-4-11 ☎ 0172-35-1490	月曜~金曜 8:00~17:00 土曜(休業日あり) 8:00~17:00 (日曜・祝祭日・お盆・12/31~1/4除く)
(株)大同紙業	弘前市川先4-10-1 ☎ 0172-27-5425	年中無休 7:30~16:30

一般廃棄物収集運搬業許可業者

弘前市の一般廃棄物収集運搬業許可業者については、環境管理課までお問い合わせください。また、弘前市のホームページでも一覧を公開しています。

弘前市ホームページ <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

TOPページ > くらし > ごみ・リサイクル

4. 事業所から出るごみ(事業活動に伴うごみの処理)

民間の収集業者に収集を依頼し、処理をする場合(一般廃棄物処理業許可業者一覧)

一般廃棄物(ごみ)収集
運搬業許可業者一覧



■弘前地区オフィス町内会

青森県が設置している古紙回収ネットワーク「オフィス町内会」では、会員となった事業者の古紙を無料で回収しています。

詳しくは青森県のホームページを参照いただくか、直接、「弘前地区オフィス町内会」へお問い合わせください。

青森県ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/aomori-office-chonaikai-00.html>

名称	事務局(窓口)	所在地・電話番号
弘前地区オフィス町内会	(株)伸和産業	弘前市堅田1-4-2 ☎ 0172-35-5255 FAX 0172-35-5257

■その他の処理方法

新聞・チラシ、雑誌、OA紙、雑がみについては、市内の公共施設5カ所に設置している「新聞・雑がみ類回収ステーション」に直接持ち込むこともできます。

「新聞・雑がみ類回収ステーション」の設置場所については、環境管理課までお問い合わせください。また、弘前市のホームページでも設置場所を公開しています。

また、紙パック、ダンボールについては、市指定のごみ処理施設である弘前地区環境整備センター(町田字筒井6-2)に資源物として無料で搬入することもできます。

新聞・雑がみ類回収ステーション

弘前市ホームページ

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

TOPページ

くらし

ごみ・リサイクル

3.家庭から出るゴミの減量・リサイクル(古紙類(新聞・雑誌・雑がみ・段ボール等))

新聞・雑誌・雑がみ類は、
回収ステーションへ!

資源物(かん・びん・ペットボトル)

事業所から出る「かん」「びん」「ペットボトル」のうち、従業員の個人的な消費によるもの(一般廃棄物とみなす)については、弘前地区環境整備センター(町田字筒井6-2)に資源物として無料で搬入することができます。なお、市での収集は行っていないので、事業者が自ら搬入するか、市の一般廃棄物収集運搬業許可業者へご相談ください。(収集運搬業許可業者に委託した場合は収集運搬料金がかかります)

また、品目によっては、資源物・有価物として民間業者で引き取り処分することができます。

●従業員の個人的な消費により排出されるかん・びん



●従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル



※必ず中身を空にして、
水で軽くすすいで
ください。



●従業員の個人的な消費以外のもの(事業活動由来のもの)は、産業廃棄物に該当します。⇒7ページへ
●資源物以外としての搬入はできません。

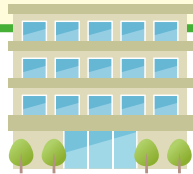


<付録>業種ごとの具体的な取り組み例

事務所

発生するごみの特徴

- OA用紙の発生割合が多い
- 新聞・雑誌・カタログなどの紙類の発生が多い
- 従業員の弁当殻、茶殻等が発生する



具体的な取り組みメニュー

- 分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図る
- 内部文書、事務の見直し等によるペーパーレス化を図る
- 個々のごみ箱を撤去し、ごみを出さない意識を定着させる
- 大量に発生する保存文書や機密文書などは、シュレッダーにかけずにリサイクルする処理ルートを確認する
- 両面コピーを積極的に実施する
- 再生紙やトイレットペーパー等の再生品の購入に努める
- ダンボール、新聞、雑誌等は古紙再生業者等へ引き取りを依頼する

具体的な取り組みメニュー

- 年齢層に応じたメニューを用意するなど、食べ残しを減らす工夫をする
- 生ごみは十分に水切りを行い、排出量を減らす
- 生ごみは業務用生ごみ処理機の活用などにより減量化・資源化を図る
- 食材の仕入れなどに利用する容器は、繰り返し使える通い箱を利用する
- 割り箸や紙製おしぼりなど、使い捨て商品を減らす

飲食店

発生するごみの特徴

- 食べ残し、食品残渣が多い
- 割り箸や紙製おしぼりなどの使い捨て商品が多い



店舗

発生するごみの特徴

- ダンボール等の包装資材が多い
- 消費・賞味期限切れ商品など、食品残渣が多い



具体的な取り組みメニュー

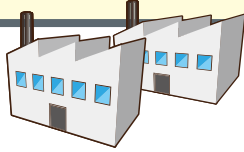
- 販売管理の徹底により、無駄が出ないような仕入れを行い、売れ残りの減少に努める
- ダンボール、新聞、雑誌等は古紙再生業者等へ引き取りを依頼する
- 食材の仕入れなどに利用する容器は、繰り返し使える通い箱を利用する
- 量り売りやノー包装などを積極的に導入する
- 消費者へ買い物袋の持参を呼びかける
- 簡易包装を推進し、過剰包装を控える



工場

発生するごみの特徴

- 梱包資材(ダンボール、木くず等)が多い
- 不良製品の排出がある



具体的な取り組みメニュー

- 商品管理などを見直し、梱包材などを少なくする
- ダンボール、新聞、雑誌等は古紙再生業者等へ引き取りを依頼する
- 資材の納入などに利用する容器は、繰り返し使える通い箱を利用する
- 分別、保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図る

具体的な取り組みメニュー

- 内部文書や事務の見直し等によりペーパーレス化を進める
- ダンボール、新聞、雑誌等は古紙再生業者等へ引き取りを依頼する
- 大量に発生する保存文書や機密文書などは、シュレッダーにかけずにリサイクルする処理ルートを確認する
- 再生紙やトイレトーパー等の再生品の購入に努める

金融・保険業

発生するごみの特徴

- OA用紙の占める割合が多い
- シュレッダーされた紙の排出が多い



病院

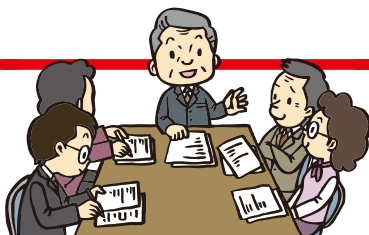
発生するごみの特徴

- 食品残渣、紙くずが多い
- 入院施設がある病院では、ごみの種類が一般家庭と類似している

※病院等医療機関では、感染性廃棄物が事業系一般廃棄物として排出されないようスタッフに教育、研修などが必要です

具体的な取り組みメニュー

- 通院、入院患者にごみの減量を求める
- ダンボール、新聞、雑誌等は古紙再生業者等へ引き取りを依頼する
- 機密文書などは、シュレッダーにかけずにリサイクルする処理ルートを確認する
- カルテやレセプトの電算化を進める



ごみの減量化・資源化を進めるうえで、大事なことは従業員に訓示、教育、研修などを行い、ごみの減量化・資源化に向けた意識の統一を図ることです！

お問い合わせ一覧



一般廃棄物



◇廃棄物の区分・処理業の許可について

担当（弘前市）	電話番号	所在地
都市環境部環境管理課	0172-35-1130	町田字筒井6-2 弘前地区環境整備センター管理棟2階

◇市が指定するごみ処理施設（弘前地区環境整備事務組合）

施設名	電話番号	所在地
弘前地区環境整備センター	0172-36-3883	町田字筒井6-2
南部清掃工場	0172-92-2105	小金崎字川原田54

産業廃棄物

◇廃棄物の区分、処理業の許可について

担当（青森県）	電話番号	所在地
中南地域県民局地域連携部 弘前環境管理事務所	0172-31-1900 (直通)	蔵主町4 弘前合同庁舎1階

◇処理業者の紹介について

担当	電話番号	所在地
一般社団法人 青森県産業廃棄物協会	017-721-3911	青森市本町5-5-21 青森県農業共済会館2階